

新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、再生可能エネルギー及び二酸化炭素排出抑制効果の高い設備の導入を支援することにより、脱炭素社会の構築に努め、環境にやさしいまちづくりの推進を図ることを目的として、予算の範囲内において新見市個人用脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、別表第1に定める要件を満たす機器又は住宅（以下「対象設備」という。）とし、自らが所有し居住する市内の住宅（併用住宅を含む。）に設置又は自らが使用するために購入するものとする。ただし、購入する対象設備は新品であり、中古品及び転売品でないものとする。また、既存設備の増設又は移設は対象外とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成24年新見市条例第28号）第2条に規定する特別措置の対象とならない者
- (3) 新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表第2に定めるものとする。ただし、次に掲げるものを除いた額とする。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) クーポン券やポイント等で割引された額
- (3) 国等から対象設備に対し、補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の額

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、同一の世帯について、対象設備ごとに1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し適当と認めるときは、新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者からの新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付請求書(様式第3号)による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、その交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部を返還させるものとする。

(管理)

第9条 申請者は、対象設備を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める法定耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。ただし、天災地変その他申請者の責めに帰することのできない理由により、対象設備を毀損し、又は紛失したときは、この限りではない。

(取得財産等の処分)

第10条 申請者は、対象設備の法定耐用年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ別に定める財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、申請者が前項の期間内に対象設備を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、補助金相当額の返還を求めることができる。

(協力依頼)

第11条 市長は、申請者に対し、必要に応じて対象設備の利用状況の調査その他の協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和7年3月31日告示第44号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する交付決定の取消し等、第10条に規定する取得財産等の処分については、同日後もなおその効力を有する。

(関連要綱の廃止)

3 新見市暮らしの脱炭素促進事業補助金(令和5年新見市告示第44号)は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する交付決定の取消し等、第10条に規定する取得財産等の処分については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第2条関係）

対象設備	個別要件	申請日
太陽光発電システム	住宅用太陽光設備で住宅の屋根等へ設置するもので、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナーなどで構成するもの また、発電した電気が住宅において自家消費される1kW以上10kW未満の発電設備で、支払額が20万円以上のもの	電力受給契約日又は支払日のいずれか遅い日から90日以内の申請であること。
蓄電池設備	リチウムイオン蓄電池部に加え、インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、蓄電池容量が1kW以上の定置型リチウムイオン蓄電池システムであり、保証期間が10年以上で、支払額が20万円以上のもの	支払日から90日以内の申請であること。
V2H充放電設備（ビークル・トゥ・ホーム）	経済産業省により各年度において実施されるクリーンエネルギー自動車の導入に対する補助事業において補助対象とされ、電気自動車等から分電盤等を通じて住宅への電力供給が可能な充放電設備で、支払額が20万円以上のもの	支払日から90日以内の申請であること。
電気自動車用充電器	住宅の駐車場で電気自動車等に充電するための、200V充電が可能なポール型充電器や壁設置型充電器で、支払額が10万円以上のもの	支払日から90日以内の申請であること。
電気自動車	経済産業省により各年度において実施するクリーンエネルギー自動車の導入に対する補助事業において補助対象とされ、自動車販売店にて購入した電気自動車又はプラグインハイブリット自動車（普通自動車、小型自動車又は軽自動車に限る。）であること。 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定により初めて新規登録を受ける自動車（普通自動車、小型自動車）又は、初めて新規検査を受ける軽自動車であること。	支払日又は自動車検査証の交付の日のいずれか遅い日から90日以内の申請であること。
生ごみ処理機	電気を使用し、家庭から排出される生ごみの減量又は堆肥化等が可能であり、支払額が2万円以上であるもの	支払日から90日以内の申請であること。
ZHE住宅	建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）において、ZEHであることの評価を受けている新築の住宅であること。	引き渡しを受けた日から90日以内の申請であること。

ただし、Near ly ZEH、ZEH Ori en
t e dは対象外とする。

別表第2（第4条関係）

対象設備	補助対象経費	補助金額
太陽光発電システム	本体設備一式、設備工事費、電気配線工事費とする。 なお、対象出力は太陽電池モジュールの最大出力の値又はパワーコンディショナーの定格出力の値のいずれか低い方（出力の単位はkWとし、小数点以下第1位未満を四捨五入。）とする。	補助対象の出力1kWあたり2万円を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、8万円を上限とする。 ただし、市内業者で設置した場合は、1kWあたり5千円を上乗せし、10万円を上限とする。
蓄電池設備	本体設備一式の購入費、設置工事費、電気配線工事費とする。	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。 ただし、市内業者で設置した場合は、上限を15万円とする。
V2H充放電設備（ビークル・トゥ・ホーム）	本体設備一式の購入費、設置工事費、電気配線工事費とし、充放電設備以外の電気自動車側のアダプタなどの付属品は対象外とする。	補助対象経費に5分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。
電気自動車用充電器	コンセント等設備一式の購入費、設置工事費、電気配線工事費とし、充電設備以外の電気自動車側のアダプタなどの付属品は対象外とする。	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。 ただし、普通自動車及び小型自動車については、上限を15万円とし、軽自動車については、上限を10万円とする。 加えて、市内業者で購入した場合は、上限額に10万円を加算し、電気自動車の場合は、さらに5万円を加える。
電気自動車	車両本体の購入費（下取りした車両の金額を含む。）	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。 ただし、普通自動車及び小型自動車については、上限を15万円とし、軽自動車については、上限を10万円とする。 加えて、市内業者で購入した場合は、上限額に10万円を加算し、電気自動車の場合は、さらに5万円を加える。
生ごみ処理機	生ごみ処理機本体の購入費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、3万円を上限とする。
ZHE住宅	住宅の建築費	定額20万円

別表第3（第5条関係）

対象機器	添付が必要な書類
太陽光発電システム	<ol style="list-style-type: none"> 1 領収書及び内訳書の写し 2 対象設備の写真及び対象設備が導入された住宅全体の写真 3 対象設備の仕様が確認できる資料の写し 4 保証書の写し 5 電力会社との余剰電力の需受給契約が結ばれていることが分かる書類の写し 6 納税等状況調査同意書 7 誓約書 8 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類（必要に応じて） 9 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）
蓄電池設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 領収書及び内訳書の写し 2 対象設備の写真及び対象設備が導入された住宅全体の写真 3 対象設備の仕様が確認できる資料の写し 4 保証書の写し 5 納税等状況調査同意書 6 誓約書 7 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類（必要に応じて） 8 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）
V2H充放電設備（ピークル・トゥ・ホーム）	<ol style="list-style-type: none"> 1 領収書及び内訳書の写し 2 対象設備の写真及び対象設備が導入された住宅全体の写真 3 対象設備の仕様が確認できる資料の写し 4 保証書の写し 5 納税等状況調査同意書 6 誓約書 7 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類（必要に応じて） 8 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）
電気自動車用充電器	<ol style="list-style-type: none"> 1 領収書及び内訳書の写し 2 対象設備の写真及び対象設備が導入された住宅全体の写真 3 対象設備の仕様が確認できる資料の写し 4 保証書の写し 5 納税等状況調査同意書 6 誓約書 7 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類（必要に応じて）

	<p>て)</p> <p>8 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）</p>
電気自動車	<p>1 領収書（領収書と同等の支払証憑、銀行発行の振込証明書等）及び内訳書の写し</p> <p>2 ナンバープレート含む車両の写真及び車両を保管・充電する場所の写真</p> <p>3 自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し</p> <p>4 納税等状況調査同意書</p> <p>5 誓約書</p> <p>6 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類（必要に応じて）</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）</p>
生ごみ処理機	<p>1 領収書及び内訳書の写し</p> <p>2 保証書</p> <p>3 納税状況調査同意書</p> <p>4 誓約書</p> <p>5 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）</p>
Z E H住宅	<p>1 領収書又は割賦販売契約書の写し</p> <p>2 工事等に係る費用の内訳が記載された注文書又は契約書の写し</p> <p>3 引渡しを証する書類の写し</p> <p>4 対象住宅全体の写真</p> <p>5 B E L S 評価書の写し</p> <p>6 エネルギー計算書の写し</p> <p>7 住宅の仕様が確認できる資料の写し</p> <p>8 納税状況調査同意書</p> <p>9 誓約書</p> <p>1 0 国等から交付を受ける補助金の額が確認できる書類（必要に応じて）</p> <p>1 1 その他市長が必要と認める書類（必要に応じて）</p>

様式第1号（第5条関係）

新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所

氏 名

連 絡 先

新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり、申請します。

設 置 場 所	新見市		
対 象 設 備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 蓄電池設備 <input type="checkbox"/> 電気自動車用充電器 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> 生ごみ処理機 <input type="checkbox"/> V2H充放電設備 <input type="checkbox"/> ZEH住宅		
メ ー カ ー		型 式	
公称最大出力値 (太陽光のみ記入)	<input type="text"/> <input type="text"/> . <input type="text"/> <input type="text"/> kW	パワコン 定格出力値 (太陽光のみ記入)	<input type="text"/> <input type="text"/> . <input type="text"/> <input type="text"/> kW
受給契約日 (太陽光のみ記入)	年 月 日	納車日 (電気自動車のみ記入)	年 月 日
支払日	年 月 日	設置・購入業者	<input type="checkbox"/> 市内業者 <input type="checkbox"/> 市外業者
対 象 経 費	(※消費税及び地方消費税等の額を除く)		円
国等補助金			円
補助申請額			円
※担当者所見			

注 ※の欄は記入しないこと。

様式第 2 号（第 6 条関係）

新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付決定通知書

新見市指令 第 号

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付については、次のとおり決定したので、新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知する。

年 月 日

新見市長

印

補助年度	年度
補助金交付決定額	円
交付予定時期	年 月
交付条件	新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付要綱に違反した場合は、補助金交付決定を取り消し、返還を命ずる。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から 20 日以内に文書で申請の取り下げをすること。

様式第3号（第7条関係）

新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付請求書

年 月 日

新見市長 様

申請者 住 所
氏 名

新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	新見市指令 第 号
補助年度	年度		
補助金交付決定通知額	円		
交付請求額	円		
添付書類	新見市個人用脱炭素化促進事業補助金交付決定通知書の写し		

金融機関名		店舗名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義人は、申請者（請求者）と同一であること。